

障第1211号
令和2年2月26日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染者が
発生した場合の報告等について

平素より、県の障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、障害福祉サービス事業所等(以下「事業所等」という。)において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の報告等については、下記のとおりご対応願います。

記

<県等への報告事項について>

- 事業所等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル(平成31年4月1日制定)」(以下「マニュアル」という。)に基づき、「食中毒、感染症患者(疑いを含む)発生報告書(様式1)」により、県等(保健所、県事務所福祉課等、市町村)(以下「県等」という。)へ速やかに報告願います。
- マニュアルにおいては、報告事項として「同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合」等に県等への報告をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者が1名発生した場合でも報告してください。
- 「様式1」による県等への第一報の報告以降は、事業所等は最新事項(様式1及び「食中毒、感染症等患者発生時における経過記録表(様式3)」等による。)を県等へ毎日状況報告願います。

<その他の事項について>

- 事業所等においては、「高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える者又は妊婦について、体温が37.5度以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合」には、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」(別添)へ電話連絡し、指示を受けるよう重ねて願います。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	加 藤
電 話	058-272-1111 内 2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		